

# 専門委員会設置および運営規則

## 第1条（規約との関係）

この規則は、退職者連合規約第44条にもとづいて定める。

## 第2条（目的）

この規則は、専門委員会の設置およびその構成、委員会の円滑な運営を目的とする。

## 第3条（設置）

1. 専門委員会として年金専門委員会、医療・福祉専門委員会、組織委員会、男女平等参画委員会を置く。
2. 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合は幹事会の議を経て補充する。その際の任期は、残りの期間とする。
3. 専門委員会委員長は、常任幹事として三役会の構成員となる。

## 第4条（構成）

各専門委員会の構成は、以下の通りとする。

- (1) 組織委員会委員は、副会長、事務局長、副事務局長、幹事若干名（地方）で構成する。委員長は、委員の互選とする。連合のオブ参加を認める。
- (2) 年金専門委員会委員は、副会長、事務局長、副事務局長、幹事若干名で構成する。委員長は、委員の互選による。連合のオブ参加を認める。
- (3) 医療・福祉専門委員会委員は、副会長、事務局長、副事務局長、幹事若干名で構成する。委員長は、委員の互選による。連合のオブ参加を認める。
- (4) 男女平等参画委員会委員は、副会長、事務局長、副事務局長、幹事若干名で構成する。委員長は、委員の互選とする。連合のオブ参加を認める。

## 第5条（運営）

専門委員会の運営は、退職者連合事務局があたる。

## 第6条（開催）

各専門委員会の開催は、随時とし、委員長が招集する。

## 第7条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

## 第8条（規則の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

## 第9条（規則の発効）

この規則は、2015年7月15日より施行する。